

# 「託送料金変更認可決定取り消し訴訟」第1回期日（口頭弁論）

## 記者会見記録（文字起こし）

日 時：2021年1月13日 午後3時より

会 場：福岡県弁護士会館3階 301会議室

参 加：（マスコミ関係者）2名  
読売新聞西部本社・朝日新聞社  
（グリーンコープ関係者）36名

説明者：熊野代表理事（グリーンコープ共同体・一般社団法人グリーンコープでんき）  
小島弁護士、馬場弁護士、篠木弁護士、北古賀弁護士、  
東原常務理事（グリーンコープ共同体）

進 行：藤本（一般社団法人グリーンコープでんき）

司会 皆様、こんにちは。只今より託送料金訴訟に関する記者会見を始めたいと思います。私は本日進行役を務めさせていただきます、一般社団法人グリーンコープでんきの藤本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日は、14時から福岡地方裁判所101法廷におきまして、10月15日に国を相手に提訴しました託送料金変更認可決定取り消し訴訟の第一回口頭弁論・意見陳述を行いました。その内容について、ご報告をさせていただきます。まず、お手元の資料を確認させていただきます。

資料は一冊ホチキス止めになっておりますものと、別紙を用意しております。冊子の1ページから4ページまでが原告代表者の陳述書、5ページから15ページまでが代理人弁護士の意見陳述スライドを印刷したものとなっております。なお、別紙で1枚、国の答弁書を添付しておりますのでご覧ください。内容につきましては、認否すら認めないものになっております。なお、本日の記者会見にあたりまして、この会場に参加できない西日本に広がるグリーンコープの各県の理事長はじめ、支援するメンバーの皆さんがズームで参加しておりますので、ご了解くださいますようお願いいたします。また同時に本記者会見は、グリーンコープのホームページにアップする予定でございますので、報告部分のみ動画撮影をさせていただきたいと思っております。どうぞご了承よろしく願いいたします。

それでは会見団の紹介をさせていただきます。私の方からお名前を読み上げますのでご起立下さい。一般社団法人グリーンコープ共同体代表理事の熊野千恵美さん、弁護団長を務めていただいております小島弁護士、同じく弁護団の篠木弁護士、北古賀弁護士、馬場弁護士、グリーンコープ共同体常務理事の東原さん、グリーンコ

ープ共同体理事の若松さん、坂本さん、砥上さん、以上グリーンコープから3名の理事の皆さんに参加いただいております。はじめに、原告代表者の報告をさせていただきます。熊野代表理事よろしくお願ひいたします。

### <原告代表者報告>

代表理事 皆さん、こんにちは。熊野と申します。私からは原告団の代表の報告ということになっているのですが、意見陳述書は皆さんのお手元にあるかと思っておりますので、読んでいただけたらと思っております。相手の国からの答弁書も配布しておりますので、読んでいただけたらと思っております。私は今日のこの日を迎えるまでのことを意見陳述という形で行いました。その思いをお話させていただきたいと思っております。私たちは、暮らしの中から見えてくる課題に、私たちができることを一つひとつ取り組んできた中で、原発からではない電気で暮らしていきたいという私たちの願いを、一般社団法人グリーンコープでんきの設立と原発フリーの電気を供給することで実現できると思っておりましたが、そこから託送料金のことを知るようになりました。原発の発電に関する費用がどうして託送料金に含まれるのだろうかという疑問は、経済産業省への訪問や大手電力会社への訪問、お尋ねを届けてもお問合せをしても、理解ができる説明を受けてこなかった、分からなかった、そのままになっています。私たちは福島原発事故で日常を翻弄された方たちのお話を聞いてきました。そのお話を聞くと、その姿は明日の私かもしれないと思いながらこのことに向き合ってきました。原発のコストが明らかにされることで、本当に原発が必要なのかどうかを皆で考えられるような議論に進んでほしいと思っております。そのための訴訟になっていけるように、今回弁護団の皆さんたちが支えてくださっています。そのことを多くの皆さんに知っていただけるようにご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

司会 ありがとうございます。続きまして、代理人弁護士からの報告を弁護団長の小島弁護士、よろしくお願ひいたします。

### <代理弁護士報告>

小島 今日の意見陳述の内容は既に配布しているとおりでありますし、法廷で話を聞かれている方もいると思っておりますので、省略させていただきます。

今日法廷で意見陳述させていただきました。その内容としては、本来国が国会で定める立法でなければ、権利を制限したり義務を課したりすることはできないはずなのに、経済産業省令の改正だけで新たな義務を課している。新たな義務という点で言えば、今回の賠償負担金も廃炉円滑化負担金も一般送配電事業の運営のために必要な経費ではなく、別のお金で、且つ徴収されたお金はそのまま原子力発電事業者のもとへ行ってしまうというものですから、一般送配電事業に全く使われないお金を新たに支払うことを課すということは、新しい義務になるんですね。新しい義務を課すのに、それを国会で定めず経済産業省令だけでやってしまったというのは、

民主主義の根幹を揺るがす重大な問題ではないか、三権分立を一体どんなふうに思っているんだということで弁論させていただきました。

今日の弁論の最後には、今回経済産業省はこういう省令を定めるにあたって十分に検討して自信を持ってつくっているのでしょうか。その通りにやったことについて異議が出た時に、なぜ認否も全くできないのですか。前回10月15日に提訴してから今日までほぼ3ヵ月あったんですね。その3ヵ月の間に認否できず、最終的に書面が提出できるのが3月末ということですから、約半年かけないと出ない。これは一体何なんですかということも言わせていただきました。裁判所もそれは少し意識してくださったようで、できるだけ早く意見をきちんと出してくださいということで、国が3月末と回答したことについて、もう少し早くならないんですかと裁判所のほうが聞くという形になりましたので、最大限早いところで出たかなという感じはしました。

ちょっと残念だったのは、裁判所が当初、次回期日をwebでやりたいと言ったことです。実際問題、webでやると代理人しかそこに出席できないので、せっかく皆さんが公開の法廷で裁判の状況を見守るということでこの裁判を始めたはずなのに、皆さんがそこから排除されてしまうことになります。

webでやるということは、実は大変大きな問題なのです。この間、コロナ禍の問題が出たのでwebが急遽進行していますけれども、実はその前からwebによる裁判ということは、裁判所側で検討が進められてきていました。その際の最大の懸念は、やはり裁判の公開の原則です。裁判の公開というのは憲法に書かれている大原則です。公開の法廷でなくて裁判をした場合には、その判決自体は直ちに違法になる。こういう重要なポイントなのです。なぜ裁判の公開が定められているかということ、やはり公開されている場でない裁判というのは、不公正にされる可能性があります。それは判決の言い渡しを聞くだけじゃなくて、その裁判の過程を全部公開にして、誰もが見ることができる状態にすることによって初めて言えるんじゃないかということになります。ですから、弁護士会のほうでこの問題を検討した時、何人かの弁護士と一緒に私も関与したのですけれども、意見の一つとして、webでやるというのなら、そのwebを誰もが見られる状態でやれば、それはある意味、裁判の究極的な公開になるわけです。弁護士がやっているだけじゃなくて、それをインターネット上で誰もがアクセスして見られる状態でやれば、本来の意味で裁判の公開ができる、それが理想じゃないかという問題提起はしました。実を言いますと、日本の裁判所というのは、今日もそうですけれども、法廷内で写真は撮ってはいけません、法廷内のことをビデオで外部に流すというのは以ての外です、ということをやっています。ところが、テレビ等ですでは出ていますからご覧になった方もいると思いますが、日本以外、ほとんどの国では、法廷をテレビで見ることができるんですよ。アメリカ合衆国などでは、裁判の様子がテレビで普通に流れています。実はなんと中国でも、見られるものは見ることができます。ある意味、裁判の公開というのはそのほうがいいんですね。法廷というのは物理的なキャパシティがあるわけですから見られる人も限られているのに対して、裁判が公開である

んだったら誰も見られる状態にするのが一番いい。

裁判所は、そこで録画されているということになると、そのことによって裁判が外部からの外圧を受けると言います。なぜ誰も見られる状態になると外圧を受けるのか、よく分からないですよ。

もちろん裁判の中で非常にプライバシーに関わる問題も出てくることもありますから、そういうことには配慮が必要になってくると思いますが、実は今でも裁判の中でプライバシーの保護が必要なものは、その裁判においては原告の名前を匿名のAにして法廷をやって、法廷の場では、つい立を立てて見えないようにしたり、そういうことをいろいろとやっているの、プライバシーの保護は可能だと思うのですが、日本は（撮影などの許可を）していない。

そういう次第で、仮にwebということになると、皆さんが裁判の場に参加できないことになるので、やはりできるだけ公開の法廷でやりたい。しかし、裁判所の理屈としては、コロナの対策が必要なのでwebでやりたいと言ってきたわけです。幸いと言っはなんですが、国側の反論の提出が3月末ということで4月、しかも4月の初めは国側の人事異動があるので4月19日以降にしてほしいと言ってきました。その時期になれば緊急事態宣言は解除されている可能性はかなり高くなってくるだろうと思うので、だったら法廷でやりましょうと。法廷を小さくすることも考えられますが、ある意味小さい法廷のほうがより密になるので、大きい法廷で席を空けたほうが密にならない。そういう意味でも今日と同じ法廷を使って、ゆったりとやるほうがいいのでないかということで定まりました。

それで次回期日は、4月19日の午前11時ということに決まりまして、3月末までに国の反論がされるということになりました。こちらの書面を本格的に提出するのには19日間では難しいと思うので、どこまで出せるかはありますが、何らかコメント的なものを作って、国の主張に対しての意見を次回の法廷でも述べたいと思っています。大体そのような形で考えています。

司会 ありがとうございます。弁護団のほうから他にご発言ございませんでしょうか。それでは会場の皆さんから質疑をお受けします。どなたでも結構です。ご質問の方は挙手でお願いします。一問一答でお答えさせていただきます。

### <質疑応答>

質問者 本日はありがとうございました。小島弁護士にお伺いします。今回のやり取りの整理ですが、被告である国は、裁判自体の棄却は求めた。ただ弁護側が主張している詳しい事実の主張についての認否は、今回は明らかにしていないということでしょうか。

小島 全くそのとおりです。

質問者 分かりました。

司会 よろしいでしょうか。

質問者 これまで8ヵ月かけて提訴されて、国側とやり取りなどされているとは思いますが、国のほうの雰囲気と言いますか、これまでの雰囲気なり、人としてどういうところを主張されるかとか、もし何となく感じられるところなどがあれば、教えていただきたいです。

小島 今まで国のほうと会ってきた感触から言うと、電気事業法の営業費の意味は、非常に幅広い意味で、所謂一般送配電事業のために必要な経費のみならず、公益上必要なものは全てそこに入るのだというように思います。

条文は、今日申し上げたように、能率的な経営のもとに必要な経費と書いていますから、一般送配電事業の経費とは、普通に考えて、一般送配電を営むのに必要な経費ですよ。それ以外のものもそこに入ってくるとはちょっと読みにくいのですが、国のほうではそういう意味ではないと。恐らくそれは、そういうものも含むのだと。どうしてそういうふうに読めるのかというのは大変大きなところですけども、たぶんそれで出来るんだと言っているのだと思います。

一応その際の一つの論拠としては、今回この負担金を課す前の時点で、すでに託送料金算定規則の4条の2で徴収できるとしているものがあるわけです。4条の2では、もともと使用済燃料再処理等既発電費分とかいうものは、所謂営業費として、徴収できる扱いになっているんです。ただこれが料金算定規則に書いてあるんですが、営業費として、使用済燃料再処理等既発電費は原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律によって、積み立てるべきとされた金額にかかるものなんですね。ですから、別の法律にそういうものを取りなさいと書いてあるわけです。別の法律がそういうものを徴収しなさいと定めて徴収しているので、確かに電気事業法には根拠規定はないのだけれども、別の法律をつくってそれを徴収しようと言っているわけですから、一応形式的な意味での根拠法令があるわけですね。ですからそういうものだけが、従来4条の2項に入っていたわけです。

多分国の方が言ってくるのは、もともと狭い意味での営業費以外のものも営業費として捉えるようになっていきます、それを運用していきましょう。だから今回もいいでしょうということ言ってくる可能性は高いかと思います。それに対するこちらの再反論としては、国が別の法律で定めているものでしょう。我々は、法律の委任がないから駄目だと言っているのですよ。法律の委任があれば出来るのは当然の話ですから、それは別の話でしょうと。こういう再反論となります。

多分その2点です。営業費としては送配電事業以外のものも含むという解釈をすることと、その論拠として使用済燃料再処理等既発電費のことを出して、現にそういうものが4条の2項に入っているという話をしてくると思います。だからそれは

別の話でしょうと。別の法律があってやっている話だからという反論をこちらでは再度していく。そのような展開になってくるかなど。それしか言いようがないのだと思います。もし本当に国がそういうことを言いたいならば、電力自由化を定める電気事業法の改正をする時に、一般送配電の託送料金としては、その能率的な原価以外に、法律で定める別段の費用を徴収できるとしたらいいんですよね。ただ今度は別段の法律、別段の費用をまた個別に定めなければいけないはずなのです。今回は、二重の意味でやっていないのです。

託送料金の営業費の定義を広げる規定もなければ、通常の営業費以外のものを取れるとする特別の法律の規定もつくっていません。法律改正を二重の意味で怠っていることになるだろうと思います。

なぜこのようにしたかです。普通に考えると国会の議論を避けようとしたとしか思えないです。まさにそういう意味では熊野代表が言われた話と結びついてくる話で、原子力発電のコストというものを国民に目に見える形で示して、これをどういう形で誰が負担するのですかということをやちゃんと議論する。その上でどういう負担をするかを決めるということが本来必要なのに、そういうことをしないで、経済産業省の中だけで決めてしまったということです。ここが本質的な問題点なのだと思います。民主主義というものをどう考えるのかという問題に関わってくると思います。

経済産業省が考えるとそういうことなのでしょうね。今日、実は弁論の最中に三権分立と言ったところで、僕がちょっと止まったのを覚えている人はいるかしら。本当は一言言おうと思ったのですが、ちょっと今日は言うのを止めておいたほうがいいかなと思って止めました。何を言おうとしたかということ、今から約35年ほど前に、経済産業省のキャリア官僚と話していたことがあって、経済産業省、当時は通産省の経済官僚曰く、「この問題を国会の法律で定めるというのは三権分立に反しませんか」と言ったんです。通産省の権限を国会が侵害する、行政機関に対する立法の侵害だと。普通は、三権分立というのはそういう意味ではなくて、元々これは歴史的に言うと、行政権が強いものですから、それを国会の裁判で縛ろうというのが三権分立なんですね。行政の権限を国会が監視したら、立法の権限がオールマイティになる。何でもオーバーテイクできるはずなんですけど。当時の通産省の官僚の発言としては、自分たちの権限を国会が監視したり、チェックしたりすることは自分たちの権限を侵害する、よって三権分立違反だというふうに言われて、最初はこの人は一体何を言っているのかなとよく分からないところがありましたが、通産省の方は、そういう感覚をお持ちなんです。実はこの法律の前にも似たようなことが行われています。これは皆さんに非常に関係のある話なので、この場で一言言いますけれども、特に九州に関係あるのですが、再生可能エネルギーの接続制限というのを今やっているわけです。これをやっている根拠法令というのは、法律には明示的に書かれていなくて、省令でやっているのです。法律にそういう意味があるかというのは相当微妙なのですが、省令でそういうことが出来ると書いてあれば出来るというふうにやっちゃっている。その時に、経済産業省の方って、法律にどう書

かれているかは関係ない、自分たちで決めたらその通りに世の中が動くのだという強い信念に基づいてやっているんだなと思いました。あれが2014年くらいの話だと思います。その3年後ですか、彼らの感覚の一体どこが問題なのか、そういう感覚の延長線上で来ているのだと思います。経済産業省の官僚の方は、「一体何を自分たちが非難されなくてはいけないのだと。そんなことまで国会で決めなくてはならないというのはそれこそ三権分立に反するだろう」と思っているのではないかと僕は思います。そういう話をちょっとしようかなと一瞬あそこで躊躇したのですが、今度は裁判所が一体何を言っているんだろうと思うかなと思ったので止めました。ここは記者会見の場でちょっと言ってしまいました。そういうようなことがありました。彼らの感覚とはちょっと違う。彼らの論理から言うと、何にも問題ないと思っているのだらうと思います。このくらいのことは当然だと思っただろう。それをいちいち国会で決めないといけないとするのはおかしいだろうというくらいの感覚です。やっぱりそういうのはどこかで正さないといけないと思っています。すみません。長くなりました。

司会 ご質問をどうぞ続けてください。

質問者 九州電力さんは、訴訟参加はされていないのですか。

小島 まだしていませんね。

質問者 九州電力さんに対する訴訟も提訴を検討をしているというような話を聞いていたのですが、こちらについては何月頃に予定されていますか。

東原 九州電力からの初回の2つの負担金の請求を12月末にお受けしたので、いつでも出来るという状況です。弁護団の皆さんと相談しているのは、国が答弁書を出してくるだろうと。それを見て、考えたいというふうに一つはなっています。だから今後、正式な時期を、今日次回期日も決まったのを含めて検討・決定していくことになると思います。

司会者 ご質問の方、よろしいでしょうか。他の方でご質問がおありの方はどうぞ。よろしいですか。

#### <弁護団より>

司会 それでは弁護団の皆さんから補足等ございましたらお願いしたいのですが、よろしいですか。馬場弁護士お願いします。

馬場 熊野代表と小島弁護士が説明していたものに尽きると思います。次回以降の流れについて再度説明いたします。今日は訴状の陳述、あとは答弁書の陳述を行いました。

そして熊野代表から意見陳述、小島弁護士から意見陳述がなされたという形になっています。次回は3月の末までに国が反論の書面を提出することになって、4月19日11時から第2回の口頭弁論期日が101号法廷で開催されるということが予定されております。これから先分かりませんが、コロナの状況とか緊急事態宣言が続くようであれば、先ほど言った通りwebに切り替えられる可能性もありますと裁判所は指摘しておりました。次回以降、今日行われたように意見陳述をするかどうかについては、一応私たち弁護士の方は可能な限りやっていきたいと考えておまして、そのためにも口頭弁論期日が必要と考えて今日裁判所の方に投げかけたという形になっています。次回以降社会情勢の関係でどうなるか分かりませんが、引き続き本日のような形で意見陳述等を行っていききたいというふうに考えております。補足は以上です。

司会 ありがとうございます。それではもう一点、東原常務からお願いします。

東原 情報の公開について案内しておきます。前回提訴の時の情報もすべてホームページにアップをいたしました。今回の第1回期日に関しても今後直ちに本日提出した二つの意見陳述書とお手元に配られました国からの答弁書、これについてホームページにアップをしていくことにしたいと思います。併せて、毎回ニュースリリースはしていませんが、提訴以降、一つは経済産業省に「お願い」を出して断られました。「お願い」というのは、この間ずっと経済産業省への訪問した記録はそれ自体が社会へ伝える大切な中身なので、訪問した意見交換の記録を経済産業省の方にも点検をいただいて公開してきています。今回も提訴直前に行った9月末の意見記録の点検をお願いしましたが、「裁判になったので点検はしません」と言われました。確かに世の中で「裁判にかかっているから」とか、「警察の調べがあっているから」と言っていて、権限を持っている人たち、情報を持っている人たちが大事なことを伝えないということを往々にされます。何となくそれで流されてしまうのですが、やはりおかしいと思います。先ほど小島弁護士が言われましたように、裁判それ自体が公開の、公共の、ある意味みんなで社会をつくっていくために考える材料の一つですから、裁判を理由に、この間経済産業省と私たちがやり取りをしていたことの記録の点検を行わないと経済産業省が判断されたことは残念に思います、という旨を簡単に書いて、その記録自身もホームページに載せていますのでご覧になってください。いずれ主張していくことになると思いますが、この4年間経済産業省は、「この二つの負担金は特例である。特別なことで、本来あるべきでない例外的な、ウルトラC的な負担金なので、国民によくよく説明して理解を求めていく必要がある。」と口を酸っぱくして言われてきました。その点からも、今日小島弁護士が言われた国の訴訟に向かう態度を含めて、あしらっているということそのまますせてはいけないという気持ちを持っています。九州電力には1点、二つの負担金の内容自体が、とりわけ廃炉円滑化負担金については、蓋を開けてみて、えっと驚くような事柄がたくさん分かっているの、その中身自体を教えてほしいという「お願い」を年末



に出して、今その回答を待っているところです。お尋ねした文章はホームページに載せていますのでご覧になっていただければと思います。以上情報公開ということでご説明します。

司会 ありがとうございます。報告者の皆様から補足等ありませんか。よろしいですか。では、会場の皆様から他にご質問はございませんでしょうか。報道機関の皆さまどうぞ引き続きの取材をよろしく願いいたします。これを持ちまして本日の記者会見を終了させていただきます。ありがとうございました。

以上